○国土交通省告示第二百四号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A1119114	平成23. 3. 28	121811	みおかぜ

○国土交通省告示第二百五号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A0410138	平成16. 3. 18	133324	第八十八若潮丸
A0811304	20. 3. 3	128240	海王
A0818317	20. 4. 8	133661	喜盛丸
A0819116	20. 10. 10	134479	第11おおとり丸
A1111131	23. 1. 20	128164	第三十五進洋丸

○防衛省告示第三十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十七日

防衛大臣　田中　直紀

区域	期間	その他
(ア)北緯三六度四〇分一一秒 東経一四一度〇四分四八秒 (イ)北緯三六度四〇分一一秒 東経一四一度二〇分四八秒 (ウ)北緯三六度〇五分〇〇秒 東経一四一度二〇分四八秒 (エ)北緯三六度〇五分〇〇秒 東経一四一度〇四分四八秒 (オ)北緯三六度〇五分〇〇秒 東経一四一度〇四分四八秒 (カ)北緯三六度〇五分〇〇秒 東経一四一度二〇分四八秒 (キ)北緯三六度〇〇分一一秒 東経一四一度二〇分四八秒 (ク)北緯三六度〇〇分一一秒 東経一四一度〇四分四八秒 一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。	平成二十四年三月五日から同年三月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。 水戸東方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間及び(オ)の点から(ク)の点までの四点を順次結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二、四三八メートルまでの間	

○北陸地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号及び二百八十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市吉田日之出町八九一番一から同市吉田大保町一〇七五番一まで	前	一三・八〇～二四・八〇メートル	〇・一〇七キロメートル
	後	一三・八〇～二三・七〇メートル	〇・一〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市佐々木字上野九一九番四から同市佐々木字上野九一九番六まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十七日

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊賀市下柘植字馬場四九九五番一〇から同市下柘植字馬場四九九〇番六まで	前	六四・二〇～九三・五〇メートル	〇・〇五九キロメートル
	後	六四・二〇～一四二・一〇メートル	〇・〇五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尾鷲市賀田町字中山一二五三番六一地内	前	三九・〇〇～五七・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	三九・〇〇～七三・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十七日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市白鳥町中津屋字坪ノ口七〇六番一地内	前	一一・五〇～一二・五〇メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	一一・五〇～一六・六〇メートル	〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所